

## 地球温暖化対策税に関する意見書

地球温暖化対策のための税として、石油石炭税に税率を上乗せする特例が昨年12月の24年度税制改正大綱で閣議決定され、今国会で「地球温暖化対策税」の創設が審議されるに至ったことは大きな前進と受け止めている。しかしながら、創設される環境新税の使途の中には、森林吸収源対策が盛り込まれていない。林活地方議連全国連絡会議が長年の運動の中心テーマとして関係省庁に要請してきたにもかかわらず、昨年はこの項が排除されたため、三党協議において新税制案が取り下げとなった経緯がある。にもかかわらず、このたびも森林吸収源対策がその使途の中に盛り込まれていないことはまことに残念のきわみである。

先に、ダーバンで開催されたCOP17において、日本政府は京都議定書の「第二約束期間不参加」を表明したことから、今後どのような形でCO<sub>2</sub>の削減に取り組んでいくのか不透明なところがあり憂慮するものである。こうした中、現在の森林整備関係予算をみると、今後、我が国の温暖化対策の中心と頼む森林吸収源対策を着実に進めていく上で、きわめて不十分と言わざるを得ない。

よって、国におかれては、今般決定された「地球温暖化対策税」において、なんとしても、森林吸収源対策の財源を確保されるよう特段のご配慮を頂くよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月16日

高知県議会議長 武石利彦

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
農林水産大臣  
環境大臣

} 様